杵築速見消防組合NET119緊急通報システム運用要綱

 (目的)

第1条　この要綱は、聴覚や発話の障害等により音声通話が困難な方を対象とした消防への緊急通報手段であるインターネットを利用したNET119緊急通報システム(以下「システム」という。)の運用及び管理を円滑に実施することを目的とする。

(事業)

第2条　この事業は、スマートフォン又は携帯電話等(以下「スマートフォン等」という。)のインターネット機能を利用した電子文字情報による通報を、杵築速見消防組合消防本部(以下「当消防本部」という。)内に設置された専用端末で受信し、必要な消防部隊を出場させるものである。

(通報の受信)

第3条　指令室員は、指令室において、システムによる通報を受信したときは、直ちに文字会話を開始し、通報内容を把握するとともに、必要な消防部隊を出場させるものとする。この場合において、通報内容を確認した結果、通報者が杵築速見消防組合管轄外に存ずると判断した場合は、直ちに当該通報地点を管轄する消防本部に対し、通報内容を伝達するものとする。

(利用対象者)

第4条　NET119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）システムの利用対象者は、杵築速見消防組合管轄内に在住又は在勤、在学している聴覚、音声、言語若しくはそしゃく機能等に障害を有している者又はこれに準ずる者(障害者手帳は所持していないが呼吸器系の疾患等により発語困難になる恐れのある者)を対象とする。

（２）前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要と認める者

(登録の申請)

第5条　利用対象者のうちシステムの利用を希望する者は、事前登録のためNET119(新規・変更・廃止)申請書兼承諾書([別記様式](https://www.city.uonuma.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001530.html#e000000100))により消防長に申請するものとする。この場合において、申請者は、システム利用上の注意事項を、遵守しなければならない。

(登録の決定)

第6条　消防長は、[前条](https://www.city.uonuma.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001530.html#e000000033)の規定による申請があった時は、登録の可否を決定し、申請者が利用対象に該当する場合は、申請者のメールアドレス宛てに登録完了した旨を通知する。

(決定の取消し)

第7条　消防長は、[次の各号](https://www.city.uonuma.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001530.html#e000000055)のいずれかに該当する場合には、利用の取消しを行うものとする。

(1)　システムを運営する上で重大な支障を来すおそれがあると認められる行為があった場合

(2)　不正な申請等が認められた場合

(3)　転出等により利用対象に該当しないことが明らかとなった場合

(変更の届出)

第8条　利用対象者は、[第5条](https://www.city.uonuma.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001530.html#e000000033)の登録事項に変更が生じたときは、NET119(新規・変更・廃止)申請書兼承諾書([別記様式](https://www.city.uonuma.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001530.html#e000000100))により速やかに届出をするものとする。

(費用の負担)

第9条　システム利用に係る費用のうち、スマートフォン等の通信に係る費用については、利用対象者が負担するものとする。

(利用対象者の責任)

第10条　利用対象者は、自己責任においてNET119の利用をするものとする。当消防本部はNET119について慎重に管理を行いますが、利用対象者がNET119の利用に際して行った一切の責任と、その結果当該行為によって発生した損害について、損害の責任が当消防本部にある場合を除き何ら責任を負わないものとする。

 (国の指針等への対応)

第11条　システムの運用は本要綱に基づくものとするが、関係法令又は国の指針等が新たに示された場合は、本要綱によるほか、それらに基づくものとする。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。